

日本聖公会北関東教区

さいたま市大宮区桜木町2-172
TEL 048(642)2680



DIOCESE OF KITAKANTO

2-172 SAKURAGI-CHO,
OMIYA-KU, SAITAMA-SHI, JAPAN.

新型コロナウイルス感染症対応について<第8信>

日本聖公会北関東教区
信徒・教役者の皆様

2021年2月8日
日本聖公会北関東教区
主教ゼルバベル広田勝一

主の恵みが豊かにありますように。

北関東教区では、政府により緊急事態宣言が発令されたことを受け、埼玉伝道区の教会・礼拝堂については礼拝（公祷）の休止を求め、また茨城・栃木・群馬各伝道区については、適切な策を講じていただくよう求めました。これは政府による緊急事態宣言の期日が2月7日までと想定した対応でした。

報道の通り、緊急事態宣言が3月7日まで延長されることになりました。教区内の各地域における状況にも変化があり、また各教会・礼拝堂それぞれの状況や事情があることに鑑み、ことに礼拝（公祷）の休止をお願いしてきた埼玉伝道区各教区会・礼拝堂には、教会委員会等で今後の方針について協議していただくようお願いいたしました。今後も日々変化していく状況にあって、それぞれの場で適宜協議し、必要な策を講じるようにしてください。

今後の教区・教会での対応について、<第8信>として下記の通りお知らせいたします。

- ① 北関東教区内各教会・礼拝堂は、2月8日以降の礼拝（公祷）について、教会委員会等で地域社会や教会共同体の状況を考慮して適切な対応を協議してください。礼拝（公祷）休止を延長する必要があると判断した教会・礼拝堂は、教役者より教区主教にご報告ください。礼拝（公祷）を献げる場合には、これまでより一層の注意を払い、感染防止策を講じるようにしてください。
- ② 会食・集会等については、引き続き行わないようにしてください。教会委員会など、教会運営に必要な集会については、十分な感染防止対策を講じた上で、開催してください。
- ③ 葬送に関する祈りについては、十分な感染防止策を講じた上で、献げるようにしてください。

感染拡大が懸念される緊急事態宣言下で、私たちは大斎節を迎えようとしています。キリストが過ごされた荒野での日々を思い起こすこの時節に、困難の中にある人々、世界と社会の回復のために尽力している人々をおぼえつつ、私たちの祈りを共に献げてまいりたいと思います。